

名張市総合計画

概要版

理想郷プラン

後期基本計画

2010
平成22年度

2015
平成27年度



福祉の理想郷づくり



ごあいさつ

名張市では、平成16年3月に平成27年度までの12年間のまちづくりの指針として名張市総合計画「理想郷プラン」を策定して以降、「人間尊重を原点に、自立と支えあいで作る福祉の理想郷」をまちづくりの基本理念とし、様々な施策を展開してまいりました。

この間、「新しい公」をキーワードに地域や市民の皆さまと行政が互いの役割と責任を自覚し、力を合わせて心豊かで質の高い地域社会の創造に向け、様々なシステムの改革に取り組んできました。しかし、一方で、人口減少及び少子高齢社会が急速に進行するとともに、国・地方ともに一段と厳しい財政の状況を迎えるなど、本市を取り巻く情勢は大きく変化してきました。

こうした社会背景を踏まえるとともに、前期基本計画に基づく今日までの取組を検証したうえで、この度、平成22年度から平成27年度までの6年間の後期基本計画を策定しました。計画では、市民主権、地域主権に基づく市民の皆さまの主体的な地域づくりと、その地域力を生かした「新しい公」を実現し、引き続き『豊かな自然と文化に包まれ、誰もがいきいきと輝いて、幸せに暮らすまち』を目指すこととしています。

この地域や市民の皆さまに支えられる「新しい公」が名張の姿となり、光り輝く「福祉の理想郷」名張の実現に向け努力してまいります。

引き続き、市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。



名張市長 亀井利克

平成22年3月

目次

■序論

第1 策定にあたって	1頁
第2 策定の背景	2頁
第3 策定の視点	3頁
第4 前期基本計画における成果	4頁

■後期基本計画

序章	6頁
第1章 互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし	10頁
第2章 美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし	12頁
第3章 人が行き交い活力あふれる、安全で快適な暮らし	13頁
第4章 心豊かな教育と文化に包まれた、ゆとりある暮らし	15頁
第5章 新しい時代を拓く自立と協働による地域経営	17頁
施策目標	19頁

序論

第1 策定にあたって

1. 後期基本計画策定の趣旨

名張市における行政運営及びまちづくりの指針として、2004年度(平成16年度)に名張市総合計画「理想郷プラン」基本構想を策定、その具体的な推進計画として2009年度(平成21年度)までの6年間の前期基本計画を策定し、施策を展開してまいりました。

この間、国の「三位一体改革」や「歳出・歳入一体改革」により、地方財政の先行きは予断を許さない厳しい状況にあるとともに、2005年(平成17年)にはわが国の人口が減少に転じるなど、少子高齢・人口減少社会が到来しました。

このような社会背景を踏まえ、前期基本計画を検証し、引き続き「豊かな自然と文化に包まれ、誰もがいきいきと輝いて、幸せに暮らすまち」を目指して、2010年度(平成22年度)を初年度とする後期基本計画を策定します。

2. 総合計画の概要

この総合計画は、長期・中期・短期の観点から次のとおり3層の計画により構成します。

●基本構想

名張市の目指すべき姿(将来像)を描き、将来像を実現するためのまちづくりの基本方向、施策の大綱や重点的分野などを長期的な視点から明らかにしています。

<計画期間> 2004年度(平成16年度)～2015年度(平成27年度)の12年間

●基本計画

基本構想の描く将来像、目標および施策の大綱を具体化するための基本方針や施策の展開方向、主要な事業などをまちづくりの分野ごとに明らかにします。

<計画期間(後期)> 2010年度(平成22年度)～2015年度(平成27年度)

●実施計画

基本計画に掲げた施策を実際の行政運営のなかで、どのように計画的かつ具体的に推進するかを、短期的な視点から明らかにするものです。

<計画期間> 3年単位、行政評価制度により毎年度進行管理を実施

2004年度 (平成16年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2015年度 (平成27年度)
基本構想 (12年)			
前期基本計画 (6年)		後期基本計画 (6年)	
第1期実施計画 (3年)	第2期実施計画 (3年)	第3期実施計画 (3年)	第4期実施計画 (3年)

第2 策定の背景

「福祉の理想郷」を目指し、さまざまな施策展開を進めてきたこの間においても、本市を取り巻く環境は、社会的、経済的情勢をはじめ日々変化し続けています。

こうした時代の変化を的確に捉えるとともに、次なる取組の方向性を的確に見極めたうえで、各施策を展開していくことが、効果・効率性の観点からも重要なことから、今一度、社会潮流を地域課題とともに、整理します。

1. 人口減少、少子高齢社会の到来

名張市の人口は2000年(平成12年)の国勢調査をピークとして、既に減少局面を迎えています。2005年(平成17年)の国勢調査では約5.5人に1人が65歳以上となっています。また、2005年(平成17年)の合計特殊出生率は1.21と減少傾向にあります。

このことは、将来人口予測と大きな違いは無いものの、今後の加速度的な回復は望めないことから、人口減少社会は現実のものとなっています。

今後さらに、2015年(平成27年)には約3.5人に1人が65歳以上となる見通しであり、名張市の社会経済状況や社会資本のあり方、社会保障制度や教育システムなど様々な分野への影響が予想されます。

2. 生涯現役のまちづくり

こうした高齢化の進行とともに、2001年(平成13年)から減りはじめた生産年齢人口は、2005年(平成17年)の国勢調査では67.7%となっています。さらに、2007年問題といわれる団塊世代の退職など、社会を支える生産年齢人口の割合減少はさらにテンポが速まると推測されます。

高齢者や新現役世代など多様な主体が地域福祉やまちづくりの担い手として、その才能や技術、経験を活かし、生きがいを持ち健康に暮らすことができるように取り組む必要があります。

3. 都市内分権の推進

人々の価値観は、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」を求める傾向にあり、生きがいや生活の質、ゆとりへの関心が高まっています。

住民ニーズの高度化や多様化によって、これまでの公共サービスでは、きめ細かいサービスに対応することが難しくなっていることから、市民や地域の自主的・主体的な活動をしている各種団体との適切な役割分担、協働して取り組む「新しい公」の創出とともに、コミュニティビジネスの推進など都市内分権の推進は不可欠となっています。

4. 次代に向けた行財政改革

国、地方ともに厳しい財政状況が続くなかで、近年の世界経済の危機的な落ち込みが多くの自治体財政の逼迫状態に拍車を掛けています。本市においても厳しい財政状況を強いられている中であって、地方分権への動きに即応できる新しい行政体組織へと一新していかなければなりません。限られた財源で、最大限の効果を生み出すため、これまでの固定概念にとらわれることなく、引き続き成果重視の効率的な市政運営に取り組むとともに、簡素で機能的な組織による行政運営と地域資源を活用する参加・協働による戦略的な取組が重要となっています。

5. 地球環境問題の深刻化

地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

2005年(平成17年)2月に発効された「京都議定書」に定める二酸化炭素など温室効果ガスの削減目標の達成はもとより、2050年(平成62年)までに60~80%の削減を掲げて、2008年(平成20年)7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」に基づき、資源やエネルギーの節減・再利用、廃棄物の減量化など循環型社会の実現に向けた責任ある行動が求められています。

6. 広域連携の強化

人口減少、少子高齢社会の到来など、行財政環境が厳しさを増している今日において、もはや、すべての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難な状況にあります。

圏域全体の暮らしに必要な都市機能については、周辺地域と連携・交流していくという「選択と集中」の考え方を基本として、幅広い分野で相互補完や相互発展に向けた連携を強化するなど、自立かつ安定した社会空間の形成を進める必要があります。

第3 策定の視点

1. 名張市の施策展開の指針づくり

社会経済情勢が激しく変化するなか、基本構想に掲げる目指すべき方向性(将来像)を踏まえながら、今後の施策展開の大きな指針として策定します。

特に、人口減少・少子高齢社会を迎え自治体間競争の激化が予想されるなか、地域資源と個性を磨くことにより、コミュニティビジネスの促進など、地域経済の活性化に繋げることで、人口減少下であっても、経済成長が期待できる名張市の構築を目指す計画とします。

2. 市民と共有する成果重視の計画づくり

重点課題や具体的な数値目標を設定し、その達成に向けて戦略的な施策体系を構築するなど実効性の高い計画とします。

名張市自治基本条例(平成18年1月施行)の本旨に基づき、市民や市民団体、企業などの多様な主体と行政のパートナーシップのもと、それぞれの役割と責任を認識しながら、「全員参加の社会」を実現するとともに、誰もがその課題や目標を共有することのできる計画とします。

同様に、地域づくり活動の基本的単位となる地域づくり組織についても、課題や目標を共有することで、活動の指針となる計画とします。

3. 生活者の視点に立った計画づくり

生活者である市民が共感し、市民と共有することのできる計画とするため、事務素案の段階でパブリックコメントや地区別説明会を実施するなど、可能な限り策定過程での市民参加を図ります。

4. 前期基本計画の取組に対する評価を踏まえた計画づくり

これまでの前期基本計画における取組について、振り返り(評価)を行い、その結果を踏まえて、後期基本計画の策定では施策の見直しも含めた施策の「選択と集中」を図ります。



